

# 景観重要建造物等助成金交付要綱

平成17年（2005年）10月17日  
市民まちづくり局長 決裁

改正 平成20年（2008年）4月22日  
改正 平成23年（2011年）4月1日  
改正 平成24年（2012年）4月17日  
改正 平成25年（2013年）4月1日  
改正 平成26年（2014年）4月1日  
改正 平成29年（2017年）3月31日  
改正 令和2年（2020年）4月1日  
改正 令和5年（2023年）4月1日  
改正 令和7年（2025年）4月1日  
改正 令和8年（2026年）4月1日

## （趣旨）

- 第1条 この要綱は、札幌市景観条例（平成19年条例第54号）第44条第1項の規定に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産（以下「景観重要建造物等」という。）の維持保全に要する経費の一部を助成する景観重要建造物等助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 景観重要建造物等助成金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## （助成要件）

第2条 この要綱による助成は、次の各号の規定に適合することを要件とする。

- (1) 景観重要建造物等の所有者又は権原に基づく占有者が申請するものであること。ただし、景観重要建造物等の権原に基づく占有者である場合は、所有者の同意を得て申請するものであること。
- (2) 申請年度内に完了し、第8条に定める完了報告書を提出できること。
- (3) 本市から他の助成金の交付を受けていないものであること。
- (4) 助成を受けようとする者は暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係事業者（暴排条例

- 第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。)に該当しないこと、又はこれらに該当する者が関与する活動に関与しないこと。
- (5)助成を受けようとする者は助成金の交付決定を受けた工事の契約の相手方が第2条第4項に該当することを知りながら、当該者との契約等の締結をしないこと。
- (6)助成金の交付の対象となる工事等の目的等に照らして、助成金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等がないこと。
- (7)景観重要建造物等本体に係るものにあつては、以下のいずれかに該当すること。
- ア 景観重要建造物等の指定の理由となった外部の意匠（以下「景観重要建造物等の外観」という。）について、完成時と同一の素材及び工法により復元を行うもの。
- イ 景観重要建造物等の外観について、完成時以降に開発された新素材又は新工法によりその継承を行うもの。
- ウ 景観重要建造物等の外観と調和する部材又は素材を用いて防災性能、耐候性能、防寒性能の向上及び周囲の安全確保を行うもの。
- エ 景観重要建造物等を維持保全する上で必要とされるもの。
- (8)景観重要建造物等と一体となっている土地（所有者等が権利を行使できる土地に限る。）その他の物件に係るものにあつては、景観重要建造物等の外観の復元、調和又は周囲の安全確保を図る上で必要と認められるものであること。

### （助成対象工事等）

第3条 この要綱による助成は、次の各号の規定に掲げる工事及び修繕計画の作成を対象とする。

- (1)景観重要建造物等が建築物等の場合にあつては、屋根、外壁（下地材の改修等も含む）又は当該景観重要建造物等の外部に面する建具、その他外部から望見される部分の工事とし、建築物等以外の場合にあつては、外部から望見される部分に関する工事
- (2)景観重要建造物等の完成時の後に付随的に設けられ、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される設備機器、自動販売機、広告物その他の物件（以下「付属物件」という。）を撤去する工事又は景観重要建造物等の外観との調和を図るための工事
- (3)当該景観重要建造物等と一体となって良好な景観を形成している門、塀、垣、柵又は樹木若しくは灯籠その他の物件に係る工事
- (4)景観重要建造物等が建築物等の場合にあつては、基礎、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版、横架材（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に関する工事
- (5)景観重要建造物等が建築物等の場合にあつては、保存活用を図るための内装工事（用途変更を伴わない内装工事を除く。）

## (6) 中長期的な修繕計画の作成

### (助成額)

第4条 助成の額は、交付決定後の第3条に掲げる工事等（以下「工事」という。）に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「助成対象経費」という。）の2分の1以内とし、500万円を限度として市長が算定した額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観重要建造物等助成金交付申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の5月末日までに市長に対し申請しなければならない。ただし、5月末日以降にあっても緊急性その他の事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 設計図書（申請に係る工事の範囲が分かるもの）
- (2) 工事に要する経費の見積書（積算書）
- (3) 現況写真（2面以上とし、申請に係る工事の範囲が分かるもの）
- (4) 誓約書兼同意書（様式9）
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成を行うことが適当であると認めたときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、景観重要建造物等助成金交付決定通知書（様式2）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定にあたり必要があるときは、この要綱に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において交付条件を付することができる。

### (助成対象工事等の変更)

第7条 申請者は、本助成金の交付決定を受けた申請内容（申請者の氏名・住所及び工事の予定期間を除く）を変更しようとするときは、あらかじめ景観重要建造物等助成金変更承認申請書（様式3）に次の各号に掲げる書類（変更部分に係るものに限る）を添えて、市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 設計図書（申請に係る工事の範囲が分かるもの）
- (2) 工事に要する経費の見積書（積算書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の適否及び助成金額の変更を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更が適当と認めたときは景観重要建造物

等助成金変更承認通知書（様式４）により、申請者にその旨を通知するものとする。

- 4 申請者は、以下のいずれかの事由により第１項の規定による変更の申請が遅延し、前項の規定による交付決定の通知を受ける前に、当該変更に係る工事に着手する場合、事前着手届出書（様式５）を市長に提出しなければならない。

（１）外部から容易に望見できない部分の工事など、着手前に工事の範囲を確定することが難しいもの。ただし、材料及び工法の変更（追加を含む。）が発生しないものに限る。

（２）その他市長が認めるもの

#### （完了報告書の提出）

第８条 第６条第２項の規定による交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、交付決定を受けた工事の完了後、直ちに景観重要建造物等助成金工事完了報告書（様式６）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

（１）完成写真

（２）支払明細書

（３）施工中の写真

ただし、助成対象工事に下地材、構造耐力上主要な部分など、工事完了後に見えなくなる部分がある場合に限る。

（４）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の完了報告書は、工事が完了した日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

#### （助成金額の確定）

第９条 市長は、前条第１項の工事完了報告書を受理したときは、第６条第１項又は第７条第２項の規定による交付決定の内容と助成金工事完了報告の内容とを照合審査することにより、助成金の額を決定し、景観重要建造物等助成金額確定通知書（様式７）により、助成対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、別に定めるところにより、必要に応じて実地調査を行うものとする。

#### （助成金の交付）

第１０条 市長は、前条の助成金額確定通知の後、速やかに助成金を交付するものとする。

#### （違反等による交付決定の取消し）

第１１条 市長は、申請者が規則第１７条第１項のいずれかに該当する場合、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、景観重要建造物等助

成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式 8）により助成対象者に通知するものとする。

#### （助成金の返還）

第 1 2 条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に助成金を交付していたときは、景観重要建造物等助成金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式 8）により、期限を定めてその返還を請求する。

#### （申請者等の責務）

第 1 3 条 申請者は、工事を行うにあたっては、建造物等の完成時の素材又は工法を採用するよう努めるものとする。

2 助成対象者は、助成を受けた景観重要建造物等の適正な維持管理に努めなければならない。

3 助成を受けた景観重要建造物等の所有者又は権原に基づく占有者は、第 6 条第 1 項の交付決定の日から 5 年間、助成金の交付の目的に反して、助成を受けた景観重要建造物等を解体し、助成対象工事の部分を改修し、又は所有権を移転（相続等は除く。）してはならない。ただし、助成金の全部又は一部を返還したとき又は特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

4 助成を受けた景観重要建造物等の所有者又は権原に基づく占有者は、工事に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、工事を完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存しなければならない。

#### （委任）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付事務の取扱いに関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 2 2 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 7 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。